

論文

政治思想における人間像の再構成
——ケアの倫理の見地にもとづいて

Reconceptualizing the Notion of ‘Subject’ in Political Theory
——From the Standpoint of the Ethics of Care

鈴木 知 花

SUZUKI Tomoka

抄録

本論は、既存の政治思想における主体の構築性に焦点をあてる。リベラリズム、とりわけロールズの正義論は、主体を合理的で自律した道徳的人格と措定する。このように合理性や自律性に根差した人間の「あるべき」姿を投影したリベラルな主体は、わたしたち人間一般が種として内包する生の脆弱性を看過し続けてきた。つまり、リベラリズムはリベラルな主体をその理論的前提とすることによって、病障患者など脆弱性を抱えて生きる者をその理論的射程から排除してきたのである。本論は、ケアの倫理の見地に立脚することによって、人間の脆弱性（弱さ）にもとづいた主体の理解が可能となることを提示する。脆弱性という人間の「あるがまま」の生の実態を基調として主体を構築することは、個人の合理性・自律性を核とするリベラルな主体を根本から「つくりかえる (reconceptualize)」ことを意味する。本論は、これまでリベラリズムが依拠してきたリベラルな主体という擬制を、より現実に即した脆弱な主体でおきかえることによって、人間の生の脆弱性における不平等を政治的問題として正義論の俎上にのせることを企図する。

キーワード：ケアの倫理、リベラリズム、正義論、リベラルな主体、脆弱な主体

1. 問題の所在

私たちはパンデミックという未曾有の経験に直面している。新型コロナウイルス感染症は否応なしに、私たち人類の生が例外なく脆い (vulnerable) という事実をあばく。その一方で、例えばアメリカでは、感染症による死亡率が黒人の場合、白人の2倍以上にのぼるとの研究報告もあるⁱ。つまり、私たちは人間として誰もが感染症に罹患する可能性 (脆弱性) をもっている一方で、病理的のみならず社会的・経済的に弱い立場にある人びとはよりいっそうパンデミックの影響を受けやすい。このように、新型コロナウイルス感染症は、人間の生の脆弱性はけて均一ではなく、不平等であることを私たちにまざまざと認識させる。

また、アメリカのみならず日本においても、現代社会は「格差社会」であるとの認識が浸透して久しい。所得格差を示す指標であるジニ係数は、日本において、2006年には0.329であったが、2015年には0.339へと上昇している。これは、政府による再分配が行われた後 (所得移転後) の数値であり、所得移転前のジニ係数は、2006年に0.462、2015年には0.504であったⁱⁱ。このことは、所得格差が明らかに拡大していることを如実に表している。

格差社会は、社会の様々な局面において分断をもたらすものである。日本では、バブル崩壊後の1990年代後半以降、社会における「インサイダー (insider)」と「アウトサイダー (outsider)」の分断が顕在化し、さらにはそれが固定化しているとの指摘がある (田中 2017)。「インサイダー (insider)」とは保護された労働市場で働く、中高年の男性を中心とする正規労働者であり、病気やけが、失業などに対する手厚い社会保障を享受する。対照的に、その様な労働市場からは排除された「アウトサイダー (outsider)」は、非正規労働者や若者、女性を中心として構成される。アウトサイダーは、経済的に困窮し貧困に陥るリスクが高いにも関わらず、社会保障が正規雇用を前提としているが為に、その対象とならないことが多い。つまり、アウトサイダーは、雇用のみならず福祉においても排除された存在なのである (田中 2017, 176)。

格差がもたらす社会における様々な分断線は、人間の経済的な不安定性 (precarity) のみならず、身体的な脆弱性をもリスクに曝す。超高齢社会における高齢者の介護や、保育所に入所できない待機児童の保育・育児をだれが担うのか

といった日本における今日的課題の多くは、人間の身体的脆弱性を「ケア」することにまつわるものである。そして、このような「ケア」の担い手の多くが、低賃金もしくは無給で働くアウトサイダーである。このことは、人間の身体的な脆弱性が、経済的・社会的そして政治的な脆弱性・不安定性と密接不可分にかかわりあって、社会における「傷つきやすさ」を不均等に創出・配置していることを示す。

つまり、今日の格差社会において、「ケア」は人間の脆弱性における（不）平等を規定するものであり、社会正義の根幹にかかわる問題として位置づけられよう。また、ケアの倫理は、社会における「傷つきやすさ」が、アウトサイダーのみに閉じられた生の実態だとは考えない。インサイダーも含め、わたしたち人間一般は、社会に生まれ落ちたときのみならず、老いて死をむかえるときも、必然的に他者のケアに依存する。またそのあいだに病いや障害をえることもあるだろう。その様な点において、わたしたちは皆人間である限り、他者のケアなしにはその生を存続させがたい脆弱性を内包している。つまり、ケア関係こそ、「人間社会を成り立たせる原点」（今田 2004, 247）であり、人間の社会的つながりの基底をなしている。

しかし、人間の脆弱性とそれに由来する依存という生の実態は既存の道徳哲学から看過され続けてきた。ひとつの政治体（社会）における平等の在り方を追究した現代リベラリズム最大の思想家であるロールズの正義論においても、主体は合理性・自律性に裏打ちされた人間が「あるべき」姿を反映したものとして措定されている。本論では、このような既存の思想的人間理解の限界を明示し、そのオルタナティブとしてわたしたち人間一般が脆弱であるという「あるがまま」の現実に依拠した主体像を提示する。そうすることによって、本論は、人間の生の脆弱性における不平等を正義論の俎上に載せることが可能になると考える。

2. リベラルな主体の限界

ファインマンは、リベラリズムが前提とする「リベラルな主体」に内包された人間観は単純化 (reductive) されており、人間の生の様相の複雑性を反映しそこなっているとして、それを「脆弱な主体 (vulnerable subject)」という観念に取って

換えることを提起する (Fineman 2016, 17)。小田川はファイマンによるこのような試みを、「ケア労働の背景にある依存の問題を普遍的なヴァルネラビリティの問題として捉え直し、その観点から正義の構想を刷新することを求めている」と評価する (小田川 2016, 28)。つまり、ここで対置されているのは自律と依存ではなく、「リベラルな主体」と「脆弱な主体」である。依存批判を展開したキティを含む多くのフェミニストたちは「リベラルな主体」の批判を展開してきた。その際に特に問題視されたのは「自律」の概念である。岡野はバトラーの主張を援用しつつ、リベラリズムによって措定される政治的行為の「主体」についてこう述べている。

つまり、主体をめぐってバトラーが批判しているのは、主体は何ものにも先立ち存在していると措定し、主体が構成されるその分岐点を「自律性」といった覆いで見えなくすることによって、その構築のあり方を問うことを禁じてしまう点なのだ。[中略]主体は何ものにも先だって存在しているどころか、〈わたし〉の他者への依存状態、様々な文脈の中に位置づけられ複雑につながっている〈わたし〉の複数の立場性を後ろに覆い隠すことによってのみ、存在するのである (岡野 2012, 129)。

岡野は、主体の構築性——つまり、排除や差異化そして抑圧を通じて主体が構築されること——をまったく勘案せずに、自律的主体を政治の基礎・土台とすることによって、土台そのものがいかに構築されてきたか、それを問う契機が政治的な領域からあらかじめ排除されてしまうことを批判的に提起する (岡野 2012, 128)。このように、「リベラルな主体が、リベラルな社会の構想の起点として存在するかぎり、あまりに多くの存在や活動が、わたしたちの政治的な射程、社会正義の射程から不可視化されている」(岡野 2012, 133)。リベラルな主体は、一見誰にでも開かれているかのように見える。したがって、誰であっても原理的には平等で自由な市民となりうる。しかし、この「リベラルな主体」こそ、男性中心主義であり、社会正義の射程から不可視化されているのは、「家族的なるもの」なのである (岡野 2012, 133-134)。ファイマンが指摘したように、「依存の私事化」

によって、家族のなかに隠され不可視化された「依存」は、大半の人びとにとって（家族内で）適切に対処されていると誤って解釈されている（Fineman 2008, 11）。つまり、現代アメリカにおいて主流派を占める理論家たちは、子供の育児や高齢者の介護など「避けられない依存」については、「私たちの大半にとって、生涯の一時期に経験する（episodic）ものであり、その程度は移ろいでいく（shift）もの」に過ぎず、「二次的（派生的）依存」も個人（女性）が依存に関する責任——例えば、子供をもつこと——を自ら引き受けた「選択」の結果の問題として矮小化するのである（Fineman 2004=2009, 45; Fineman 2008, 11; cf.小田川 2016, 26）。

このように依存を私事化することによって、家族内で他者の依存に対応する（ケア労働を担う）女性たちとそのケアを必要とする依存者は、自律的であるべき「リベラルな主体」にはたりえずこの点において、岡野が主張するように、リベラルな主体は排除を通じて構築されるものなのである。

キテイは「依存」を人間の脆弱性の中心的要素として捉えており、心身が健全に機能し経済的に自立した「リベラルな主体」がロールズの正義論の当事者として構想されていることによって、正義論自体が「依存」の問題を捉えきれず、それどころか依存労働者とその依存者が正義論の代表者としては問題となってしまうことを懸念する（Kittay 1999=2010, 212-213）。

実際、ロールズは「深刻な障害をもつために社会的協働に貢献する普通の構成員では決してありえないような人々という、極端なケースはわきにおいておく」（Rawls 2001=2004, 297）と明言し、少なくともケア労働に依存しなければ生きていけないような依存者（障害者）を自らの正義の構想から意図的に除外する。つまり、公正としての正義に適った社会——つまり、正義の二原理によって実効的に規制された「秩序だった社会」——における市民を、「社会的協働に携わっており、それ故、そうする十分な能力をもち、しかも全生涯にわたって持っている」とみなす（Rawls 2001=2004, 31）というロールズの視点を理論的に貫徹しようとする、「極端なケース」に該当し、全生涯を通じて十分に社会的協働が可能であるという市民像に合致しない依存者や、依存労働をうけおい派生的依存状態にある——従って、社会的協働に一時期でも携わることができない——依存労働者の存在は、キテイが危惧したように問題となるのである。

ロールズ自身、こう認めている。

すべての人の身体的なニーズと精神的な能力が通常の範囲に収まり、特別な健康上のケアを必要とする人や知的障害がある人をどう取り扱うかといった問題が生じないということを私は想定している。それに加え、早まって、正義論の範疇を超えるような困難な事例を取り扱おうとすれば、同情と不安をあおるような運命にある私たちからかけ離れた人びとについての考察を余儀なくされ、私たちの道徳的見識は攪乱されてしまう (Rawls 1975, 96; cf. Kittay 1999=2010, 204-205)。

ロールズは、重篤な障害や健康上のニーズをかかえる人びとを「同情と不安をあおるような運命にある私たちからかけ離れた人びと」とみなし、自身の理念装置から排除する。そうすることによってのみ、ロールズが構想する秩序だった社会において、市民は自由で平等な道徳的人格として、社会的協働における利益と負担の分配を一人の平等な市民としてうけることができると想定できるからである。ロールズは、この点についてこう言及する。

市民たちは、全生涯にわたって十分協働的な普通の社会構成員であることを可能とするのに十分な程度に、道徳的人格に必須の能力や他の諸能力をもっている。それ故、考慮すべきすべての点で平等 (同じ) である人は等しく (同じように) 扱われるべしという形式的平等の教えに従って、市民の代表者たちは原初状態では対称的な状況におかれるべきである。そうでないと、われわれは、原初状態が自由で平等な市民たちに対して公正であると考えないであろう (Rawls 2001=2004, 30)。

このように自律的・合理的で自由かつ平等な「リベラルな主体」をその理論の前提におくことによってのみ、リベラリズムは、理論的整合性を保てるのである。しかし、それは「私たちからかけ離れた人びと」を排除することによって成り立っている。病障害 (者) について研究をおこなっている立岩は、ロールズが「極端」な人びとを自身の理論から除外することについて、「[ロールズ]は、差異、

不平等の現実から出発するのに、その軽減がその人（ロールズ）の主題であるのに、差異を見ないことになっている」ことを批判的に提起する（立岩 2018b, 167）。

ロールズは、身体的差異（身体と社会との関係に関して生ずる差異）をまったく認めないわけではない（立岩 2018b, 168）。『公正としての正義 再説』において、ロールズは市民たちの医療へのニーズにおける差異について言及している。そこでは、公正としての正義を拡張し、「一時的に」十分に協働する普通の社会構成員であるために最低限不可欠な能力を下回る——例えば、病気にかかったり、事故に遭遇したりすること——事例に対処することは可能であることが説かれる。このように、協働する普通の社会構成員ではあるが、その能力が一時的に最低限度を下回ることもある者としての市民の医療や健康上のニーズは、「極端なケース」の場合とは違い、正義の二原理の範疇におさめられる。ただし、ロールズはこのような事例は、立法段階で対処されるべきことであって、正義の二原理を具現化するためのそれ以前の段階である原初状態や憲法制定会議で決められるべきものではないとするⁱⁱⁱ。なぜなら、病気の広まりとそのひどさ、もしくは事故の頻度とその原因などの情報が入手可能となるのは、立法段階においてであり、そこにおいてはじめて公衆衛生を保護したり医療を提供したりする政策を取り上げることが可能となる（Rawls 2001=2004, 299-302）。立岩は、ロールズが「一時的」に協働する普通の社会構成員足りえない市民——つまり比較的軽度な病気や事故による損傷——については、正義の二原理の適用を許容し、より恒常的で深刻な病気や障害を抱える人びとについては、それを検討する余地も与えないことについて、病気や障害の程度が大きい場合の方が問題であり、必要なものも大きいゆえにより正義の二原理の適用を必要とするはずだと反論を加える（立岩 2018b, 168）。立岩は、「極端」な人びとが正義の二原理の適用から除外されることについてのロールズの主張にたいして以下のように言及する。

これはやはり不思議だ。[中略]その差異こそが社会的分配が要請される大きな要因ではないか。合理的な論の筋道のなかからは除外される理由が見いだされない。とすると、どうしてこうなっているのか。どうもこの人（ロールズ）は、「普通の」社会というものがどういふものであるのかを信じているというか、それ以外のものが入ってくるこ

を嫌悪しているあるいは恐れているということなのだろうか。一つは、平等主義者として、その主張の現実性を言おうとして、非現実的と思われる大きな負担を要しそうな人たちを除外しようとしたことだ（立岩 2018b, 170-171）。

ロールズ自身、「われわれの目標は、諸々の困難を回避し、単純化が可能なときは単純化し、常識との接点を見失わないことである」と述べている（Rawls 2001=2004, 306）。ここでの常識とは、自律的な健全者——先述したように、「自己決定」を下すことが可能な存在者——を基準としたものであることはこれまでの議論から明白である。立岩は、その著書『弱くある自由へ』のなかで、自己決定の意味について、現代社会において過大な拡張と限定がなされた結果、自己決定能力を行使できることが人であることの「指標」とされ、それを有していることが生存を認められるために必要とされることを指摘する。現代社会には、自らが制御し生産したものに限りて取得して良いとする規範があり、自らが自らを制御することがよいことであるという価値がある。そのような社会においては、自らが制御できる範囲のものが自らのもの、つまり自らが決定できるものとされる。それは、自らが制御し決定できる範囲によって、その人の価値が示されることを意味する。立岩は、このような自己決定についての理解を、「堅い自己決定」と呼称する（立岩 2019, 27）。「堅い自己決定」にもとづく、決定している、あるいは決定できるということが、人間の存在を意味づけることになり、逆に言うと決定する能力をもたない存在には存在価値がないことになる（立岩 2019, 363）。これは、私たちが生きる社会において奇妙な転倒が起こっていることの証左であり、立岩の言葉を借りると「(人間が) 存在するためにできることが必要なはずが、できると言うことが存在を乗り越えてしまっている」（立岩 2019, 362）。「できる」もしくは「できない」ということにたいして、私たちの社会は、ある人が生きていく上での楽しみの一部という以上の意味を付与してしまった。つまり、「できる」ということがすなわち「人間の価値」や「生きていることの意味」と同定されてしまった（立岩 2018a, 335）。このような現状にたいして、立岩は、弱いまま、つまりできなければできないままで生きていける、生きていいんだというところから出発するという、そして現実にそれをどうやって可能にしていくかを考

えることがまず肝要であることを説く。立岩の思想を貫くのは、人間が「条件をつけずに肯定されること、少なくとも許容されること」への強い要望であり、人間の存在が「もっと弱くあればよいのだ、もっと弱くあってよいのに」という現状にたいする問題意識である（立岩 2019, 47）。

立岩は、「堅い自己決定」に抗する概念として、「緩い自己決定」を提唱する。「緩い自己決定」とは、ある人の存在を承認することの一部としてその人の自己決定を承認するということである。

『人間の条件 そんなものない』において説かれたのは、ある人が存在している、つまり「そのまんまのかたちで生きている」ということが第一の価値であり、その一部としてその人が「決めたように暮らす」ことの大切さがあるということである（立岩 2018a, 333）。このような立岩の主張は、人間の弱さ（脆弱性）を人間の存在におけるデフォルトとみなし、「リベラルな主体」を「脆弱な主体」で置き換えようとするケアの倫理と通底する。ノディングスは、ロールズが想定する自律的な道徳的人格——自らの人生計画を合理的に追求する力をもった存在者——について、「いったい誰が人生計画を合理的に追求する力をもっているのだろうか？」と疑問を投げかける。そして、歴史を通じてそのような合理的能力を発揮することにもっとも近づいたのは、西洋の白人で高い教育を受けた男性であるとし、ロールズの正義論全体が、長きにわたって——つまり病いや障害などによって中断することなく——自分の人生の軌道を決めることができる男性を想定した構想となっていることを批判的に提示する（Noddings 2002, 92-93）。

立岩やノディングスの議論を通じて明白にされるのは、「リベラルな主体」が自律性や合理性を備えた健常な「強い」存在であるということである。主体を強い存在として描くことによって、リベラリズムは自らの限界——社会における弱者を自らの理論から除外せざるをえないこと——を設定してしまっていると言える。人間一般が弱く脆弱性にさらされた依存者であるということは、現実には自明かつ所与なことである。規範理論としてのリベラリズムは、現実からかけ離れた「強い」主体を前提とすることによって、社会そのもののあり方をも規定している。

3. 脆弱性にもとづく主体の理解

前章では、自律性や合理性といった人間の「強さ」に依拠した「リベラルな主体」をその理論の前提におくことで、リベラリズムが抱える限界について言及した。その限界を乗り越えるためには、人間を人間本来の姿（弱さ）により根ざした「脆弱な主体」として捉えることが求められる。キテイは「自己統治という意味での自律は、格別重要なものである」としながらも、「こうしたカント主義的な考え方は、依存が自己統治に対して制約的な義務であることを考慮に入れた、より妥当な人格の代表のあり方を探し求める方向に進まなければならない」と主張する（Kittay 1999=2010, 212）。本項では、キテイによって提起された「より妥当な人格の代表のあり方」を探求するという問題をファイマンが提唱する「脆弱な主体」という観点からアプローチすることによって解決したい。ファイマンの議論の詳細は下述するが、脆弱性を人間に本来備わっている生来の気質——つまり、普遍的なもの——と捉えるファイマンの視点は、「例外的に高価な医療を必要とする人」（Kittay 1999=2010, 204）である障害者と健常者の脆弱性に違いがないことを提示する。脆弱性を存在論的（ontological）に捉えるファイマンの視点はジャッキー・スクリーの主張に通底する。スクリーは、障害者がファイマンが提唱する人間一般の存在論的な脆弱性とは異なる特別な脆弱性にさらされているという公衆衛生の倫理における主流な想定に異議を唱える。特別な脆弱性とは、人びと（障害者）が特定の種類の危害により脆弱である、もしくは一般的により危害を受けやすい状況にあることを指す。スクリーによると、「正常な（normal）」脆弱性と「特別な（special）」脆弱性を区切る境界線は自然なものではなく、どのような場合に（障害といった脆弱性による）依存を当然のものと捉えるか、もしくはそれを例外的なものとして捉えるかを定める社会的・政治的決定によって創出されているのである（Scully 2014, 204-205）。特別に脆弱だと定義づけられた集団の（特別な）脆弱性にもみ焦点をあてることは、特別な保護を必要とする人びとがいるなかで、人間の生の規範となる、もしくは規範となるべく目指す状態は、「非脆弱性（invulnerability）」であるという認識を強化する。このような認識は、人間を二つの異なる集団に区別する。一方で、「健常」で十分に「非脆弱的」な人びとは自分の生活を自分でどうにかするように委ねられる。他方で、脆弱な他者は、

ある意味で異常 (abnormal) であり、それらの人びとを正常な状態に戻すために、もしくは健全な人びとは必要としない保護を継続するために特別な対応が必要とされるのである (Scully 2014, 206)。

スクリーは障害者が経験する特別な脆弱性を大まかに二種類に区別する^{iv}。第一の脆弱性は生来的 (inherent) なものであり、身体的もしくは精神的 (認知的) 機能・形態障害 (impairment) の直接の結果として発生するものである。第二の脆弱性は、社会的・環境的要因に付随 (contingent) して発生する。付随的脆弱性は、障害 (disability) を個人的な病的状況ではなく、身体的な異なりにたいしての特定の社会的反応として捉える (Scully 2014, 207-208)。スクリーの脆弱性の第一の概念は、障害の「個人モデル」と呼ばれる概念を如実に表している。それは、社会的不利という障害の「結果」としての社会的影響には言及があるものの、障害の第一義的な原因として心身の機能・形態障害という生理・解剖学的要因を挙げ、障害の「要因」は本質的に心身の機能・形態障害であるとする見方である。障害の個人モデルは、社会的価値観や構造が障害者に対して様々な制約を課していることを看過し、社会環境が障害に及ぼす影響については中立的である。第二の脆弱性は、障害を「機能障害を持つ人々を社会の主流から排除する現代の社会構造による不利益と制約」(UPIAS 1976, 3) と定義づける障害の「社会モデル」に同調する。この従来個人モデルに対抗する障害の新たな捉え方は、障害者を障害の状態にしているのは健全者を基準としているがゆえに障害者に構造的な不利益 (handicapping effects) を与える社会であり、障害者はそれゆえ社会において集団的に抑圧されていると提起し、初めて障害の根拠を機能障害という生理・解剖学的要因以外に求めた。

この新たな障害の概念は、従来障害者個人に求められていた主流社会への適応もしくはそこからの隔離政策から、今後は社会こそが障害者を受け入れるよう変革していかなければならないという大きな政策的転換の必要性を布石し、障害に対する社会的・公的な責任に初めて光を当てた。このような障害概念の転換に大きく寄与したのが 1970 年代以降、障害当事者らによって展開された従来個人モデルへの批判運動である。なかでも、社会的・環境的要因が障害を構築する要因になっていると初めて明示したのは、英国で結成された「隔離に反対する身体障害者連盟 (The Union of the Physically Impaired Against Segregation, UPIAS)」のマ

ニフェスト *The Fundamental Principles of Disability* (『障害の基本原理』) である。

スクリーは、社会的・環境的要因にまったく影響されることがない純粹に生来的な脆弱性の割合は、伝統的な障害についての見解によって考えられているより少ないだろうと主張する。一般的に障害に関連づけられる脆弱性は、機能・形態障害への特定の社会的応答に誘発されて生じるがゆえに、高い確率において生来的な脆弱性ではなく、付随的な脆弱性である。付随的脆弱性は広範囲にわたる。健常者に比べ、障害者はさまざまな種類の社会的不利益にたいして、脆弱である。全世界的に、障害者は貧困や失業を経験しやすく、教育の機会はわずかにもしくはまったく与えられず、不適切なヘルスケアに苦しみ、虐待やヘイトクライムの被害者になりやすい。このような危害に脆弱であることは、機能・形態障害の自然なもしくは不可避な結果ではない。むしろ、これらは、物質的・文化的・そして社会的資源が不均衡に分配される既存の社会状況によって引き起こされるものである。つまり、付随的脆弱性は、既存の社会的制度によって生じ、悪化させられるものである。障害者の付随的脆弱性は、歴史を通じて形成された現在の社会とそこに生きる障害者との関係性の産物である。このような脆弱性において——機能・形態障害による影響があるという事実は否定できないが——障害者の生活へ重要な影響をもたらす要因は、(例えば、今よりも障害者に有利になる) 異なった編成が可能な社会関係・社会制度を通じて仲介されていることから「付随的」と呼ぶことができる。生来的脆弱性はその性質上、改善することが難しい場合がある。それに比べて付随的脆弱性は、機能・形態障害への社会的・文化的・政治的側面におけるさまざまに異なる応答によって発生するものであり、原理的にはいつでも改善可能である (Scully 2014, 207-209)。

ただし、上述したように、スクリーは障害者が経験する「特別な」脆弱性と人間一般が種として経験する「正常な」脆弱性を分ける境界線は「政治的選択 (a political choice)」であると主張する (Scully 2014, 217)。スクリーにとって、他者に依存すること、そのこと自体が脆弱性である (Scully 2014, 211)。よって、一方で、健常者は幼年期や老年期、病気に罹患した時など自分自身を危害から守ることができなくなった場合「正常な」脆弱性を経験し、他方で、障害者は特別な事例であり、例外的な脆弱性を人生を通じて経験するという見方は、われわれ人間一般が、たとえ大人であり健常で健康な状態にあったとしても、他者への依存は

免れないという事実を看過する。私たちは、食物や明るさ・あたたかさ・住宅・コミュニケーション・友情・愛・教育・警察・交通機関・ごみの収集そしてヘルスケアなどから構成される密集した依存のネットワークに支えられている。これらは、あちこちに偏在するものであり、現代における生活の一部となりきっているため、「依存」として捉えられることはない。私たちは集団で（お互いに依存しながら）生活を営んでいるが、それは、私たちがそのような生活スタイルが私たちにとって最適だと分かっているからである。このように、すべての人間が必然的に依存状態にあるのならば、すべての人間は脆弱性を伴っているといえる。このような脆弱性は、物質的そして生物学的な有機体である人間の有限性に由来する生来的な脆弱性とも異なるし、構造的な不平等に起因する付随的な脆弱性でもない。このような脆弱性は、存在論的脆弱性といえるが、それはこのような脆弱性が人間が身体をもっていることに起因するからなのではなく、集団で生活を営み、集団の構成員が互いに支えケアすることを必要とするという人間に固有の性質に起因するからである（Scully 2014, 214-216）。互いに支えケアすることなしには人間の存在自体が成り立たなくなる。そればかりか、人間で構成される社会そのものの存立も不可能となるのである。スクリーは必ずしもケア論者とは認識されていないが、彼女の存在論的脆弱性の考え方は、道徳哲学や政治理論における主体がなぜリベラリズムが前提とする「リベラルな主体」ではなく、ケアの倫理が提唱する「脆弱な主体」であるべきなのかの核心をつくものである。

また、脆弱性を存在論的に捉えることによって、なぜある特定の種類の依存は問題のある脆弱性を引き起こすと批判され、その他の依存はそのような批判を免れるのかという問題に光をあてることができる。例えば、学校教育・ヘルスケア・地域のコミュニティによって提供されるごみ収集といったサービスや仕事へ車で行くための高速道路といったあまり目につかない背景的な支援も依存の一形態である。これらの「許可された依存（permitted dependencies）」はあたりまえで正常なものとして化している。許可された依存は、異議を唱えられることなく、対処・支援されている。そしてその際に脆弱性という言葉が浮かび上がってくることは一切ない。それにたいして、人びとや集団の要求が基準となる限度を超える場合がある。これらは「許可されない依存（nonpermitted dependencies）」であり、異常であるとみなされる。そして、このような要求をもつ人びとや集団は特別に脆弱で

あると分類される。仕事に行くために整備された道路に依存することは、点字に依存するよりも、より一般的だが依存の一形態であることに変わりはない。前者が依存としてはまったく認識されず、正常なこととして捉えられるのにたいして、後者は例外的（特別）な脆弱性として認識されることは、政治的な選択である。規範的な脆弱性は、トートロジー的に表現すると、規範的な市民によって経験される脆弱性である。そして、ケアの倫理を提唱するフェミニストたちによって明示されてきたのは、道徳哲学や政治理論におけるそのような規範的市民は男性・白人・異性愛者・健常者で構成されているということである。つまり、規範的脆弱性の境界線は、標準的な大人の男性の身体が可能とすることを中心につくりあげられているのである（Scully 2014, 216-217）。ファインマンは、スクリーと同様に、依存にはスティグマを付されるものとそうではないもの——隠蔽されたもの——があることを提示する。例えば、特定の企業や部門が得するような企業助成政策（補助金・税控除・貸付・政府事業）によって、経営が窮地に陥った企業に助成し救済する政府の方針は、隠蔽された依存の一種である。このような大企業——クライスラー社やロッキード社など——への援助は、公的扶助にたいする否定的な反応を誘発することなく、むしろ当然視されている。その反面、職を失い福祉給付に頼る（依存する）シングルマザーは、スティグマを付されその依存が問題視されるのである（Fineman 2004=2009, 46-48）。

ここからは、ファインマンの「脆弱性アプローチ (vulnerability approach)」について瞥見したい。上述したように、ファインマンは家族において私事化され不可視化された「依存」よりも、「脆弱性」に軸足を置いてリベラリズム批判を展開する。その第一の理由として、ファインマンは人間の「脆弱性」は不可視化され得ない——つまり、家族のような受け皿において隠されることがない——ことをあげている。家族というような諸々の社会制度が、人間の脆弱性にたいして、たとえシェルターとなりえても、個人の脆弱性を根絶し得ることはできず、さらに家族という制度自体が危害や変化に影響を受けやすい（Fineman 2008, 11）。第二の理由として、人間の身体的・精神的・経済的そして社会的な状態をあらわす「依存」という概念は「自律」という概念で対置されるが、「脆弱性」という概念は「非脆弱性」という概念では対置できないほど強く人間の生の実態をあらわしていることがあげられる。私たち人間一般は脆く・弱いものであり、それに「非脆弱性

(invulnerability)」——つまり、傷つくことがなく、究極的には不死身なこと——という概念はまったくあてはまらない。人間の脆弱性は自然で避けられないものであり、脆弱性は、普遍的で不断的・不変的 (constant) な人間の生の実態である (Fineman 2016, 19)。この点において、ファインマンは、家族内のこととして私事化され、個人の選択の問題として矮小化された「依存」という概念装置をつかって、リベラリズムが信奉する個人の自律性という観念を覆すよりは、人間の「脆弱性」という側面からリベラリズムにアプローチする方がより理論的に説得力があると判断する (Fineman 2016, 19; 小田川 2016, 26)。

ファインマンによると脆弱性とは、まず第一に、私たち人間一般が「身体をもつ (embodiment)」ことから発生する。私たちが身体をもつということは、「偶発的あるいは意図的に発生するそれほど酷くはない不利・不運から大惨事をもたらすほどに破壊的な出来事——つまり、様々な規模の出来事——において、絶えず存在する危害 (harm)、損害 (injury)、災難 (misfortune) を被りうるという可能性」に、普遍的に晒されているということである。

第二に、人間は個人としてこのような出来事のリスクや影響を軽減しようと試みることはできるが、このような出来事が起こりうる「可能性」までは排除することができない。つまり、そのような出来事にたいして、私たち人間はコントロールを及ぼすことができない。この点において、脆弱性は不断的・不変的なのである。

第三に、脆弱性とは特殊的 (particular) でもある。なぜなら、私たちの身体は個別的であり、それぞれが異なった経済的そして制度的な位置におかれている。よって、それぞれが利用できる資源や環境にも個人差があるため、脆弱性は個人に特有な現れ方をする (Fineman 2008, 9-10; 小田川 2016, 26-27)。

アメリカでは、平等な条件の下、競争する自由を個々人が謳歌する公平 (just) で公正 (fair) な——少なくとも、そう前提された——社会システムから失落する特定の人びと——例えば、公的扶助に「依存」するシングルマザー——をひとくくりに「脆弱な集団 (vulnerable populations)」と呼称する (Fineman 2016, 16)。この点において、脆弱性は、「被害者であること (victimhood)」、「必要なものを欠乏した状態 (deprivation)」、「依存 (dependency)」、そして「正常な状態から外れ病的であること (pathology)」と密接に結びつけられている (Fineman 2008, 8)。「脆弱

な集団」にたいする政治的・法的応答は、規則や法令を通じて監督することによってなされる。このような応答は、懲罰的でパターンリスティックであるのみならず、「脆弱な集団」と定義づけられた人びとのスティグマ化を推し進める。これらの集団は「脆弱」とみなされることによって、より劣った、不完全なそして逸脱した存在として烙印をおされ、社会契約によって提供される保護の対象から排除されるのである (Fineman 2016, 16)。

しかし、ファインマンによると、「脆弱性」という概念から本来想起されるのは、このような否定的な意味づけを帯びたものではない。「脆弱性」とは、「普遍的で、不可避で、永続的な人間の条件の側面であり、社会や国家の責任を導出する上で中心的位置を占める」(Fineman 2008, 8)。小田川は、ファインマンの議論を整理しつつ、脆弱性とは、「普遍性と、不変性を備えながらも、具体的な身体、環境、資源の相違によって特殊的に顕現する〈依存状態に陥る可能性〉」と定義づけている (小田川 2016, 27)。特定の人びとにのみ顕在するネガティブな人間の生の状態を指すことが多かった脆弱性を、人間にとって自然のまま (natural) ——つまり、ありのまま——で避けられないものと捉え直すことは、万人が「脆弱な主体」として考慮されるということの意味する。それによって、これまで「リベラルな主体」たりえなかった依存 (ケア) 労働者とその依存者を政治的行為主体として位置づけることが可能となる。

ただし、ファインマンの主張にはいくつかの指摘すべき点があることも確かである。本章では、ファインマンの脆弱性の定義 (の狭さ) について検証する。上述のとおり、ファインマンは、私たち人間一般が「身体をもつこと」から発生する脆弱性を念頭に自身の理論 (脆弱性アプローチ) を展開する。これは、人間の存在論的な脆弱性に軸点をおいたアプローチであり、環境的な力によるものなのかそれとも人間の行動の結果によるものなのかはさておき、脆弱性を、生物学的な過程——病いや高齢化、肉体的な損傷や災難——に起因する不可避なものとして捉える傾向がある (Mackenzie 2014, 37-38)。ただし、ファインマンはこのような身体的・生物学的脆弱性が、一方で社会的・経済的損害を発生させ、他方で社会的・経済的損害と組み合わせることによってよりその度合いを増すものであること、そして、「物質的」・「人的」・「社会的」・「環境的」そして「実存的」な資源 (asset) がどのくらい利用可能かによっても、個人が経験する社会的・経済的損害に起因

する脆弱性の程度が変わることを認めている (Mackenzie 2014, 38)。上述のとおり、ファイマンは、私たち人間の身体性に起因する脆弱性が普遍的で不断的・不変的であることが人間の条件を理解する上で第一に重要だとしながらも、同時に、人間の脆弱性は個人のレベルにおいては、特殊的で、変化に富んでおり、それぞれの個人に特有のものであると主張する。脆弱性は、二つの点において個人的レベルでの違いが存在する。第一の違いは身体的な脆弱性に関するものであり、精神的・知的な側面を含む人間の身体における差異が該当する。第二の違いは社会的に構築された脆弱性に関するものである。私たちひとりひとは、複雑に重なり合った経済的・社会的・文化的・そして制度的な関係性の網の目のなかに位置づけられており、そのなかで個人が経験する身体的脆弱性は私たちが所持あるいは利用する資源の質・量によって変化する (Fineman 2016, 21-22)。

ファイマンは国家を含む社会的機関 (societal organizations) が本来「脆弱な主体」である私たちに「資源 (資産)」を提供することによって、脆弱性へのレジリエンス (耐性) を高めることができると主張する。このような主張からも明らかのように、ファイマンにとって「脆弱性」という概念に対比されるのは「非脆弱性」ではなく、「レジリエンス」なのである (Fineman 2010, 269; Fineman 2016, 22)。

「資源」とは、私たちが災難や災害そして暴力といったものに直面した際にそれを和らげることのできる (潜在) 能力 (capabilities)、強み (advantages) や対処のメカニズム (coping mechanisms) であると同時に、私たちがリスクを負ったり、チャンスがやってきた時にそれを上手く利用しようとする際、必要となるものでもある。第一に「物質的」資源とは、私たちの現在の経済的な生活を決定づける物質的財のことであり、貯蓄や投資といった形で資源を維持し、蓄積するための物質的基盤を供給する。物質的資源と同様に、人的資源も物質的な福利 (well-being) にかかわるものである。「人的」資源は、私たち人間の一般的な健康状態と教育制度に起因するものであり、私たちが人的資本や潜在能力 (capabilities) を個人的レベルで蓄積し、与えられた状況を最大限に活用する生得的もしくは後天的能力のことを指す。また、人的資源は、人間の成長・発展に貢献することによって、個人が市場へ参加し、物質的財を得ることを可能とする。「社会的」資源は、人間の関係性のネットワークのことであり、家族がその主要な代表例である。また、

例えば伝統的には労働組合や政党のような政治的集合体 (political collectives)、そして近年では、人種・民族・ジェンダーなどのアイデンティティを中心に構成されたコミュニティも個人が帰属するネットワークとして効果的に機能している。

「環境的」資源は、私たちが存在している物質的・自然的な環境に起因する。私たちは私たちを取りまく外因的要因と物質的な状態から大きく影響を受けて生活しており、私たちの福利やニーズ形成もそれによって形づけられている。最後に、「実存的」資源とは、宗教や文化・美術といった私たちの信条から構成されており、私たちがこの世界においてどのような位置を占めており、私たちの存在にはどのような意義があるのかを理解する助けとなる資源のことである (Fineman 2010, 270-272; Fineman 2016, 22-23)。

ファインマンはこのように、私たち人間一般が種として内包する身体的・生物学的脆弱性が社会的・経済的影響を生み出す一方で、社会的・経済的脆弱性が加わることによって身体的・生物学的脆弱性がより悪化すること、そしてそれに対抗するためのレジリエンスには私たちの健康状態といった身体的・生物学的な内因性のものから社会的・環境的といった外因的な要素があることを提示した。しかし、カトリオナ・マッケンジーが指摘するように、ファインマンの脆弱性アプローチにおいて、人間の脆弱性のもっとも根本にあると考えられているのはその身体性である (Mackenzie 2014, 37)。

マッケンジーは、何に脆弱性が起因するのか、そしてどのような状態を脆弱性と定義づけるのかという二つの観点から脆弱性には異なる種類があることを提示し、ファインマンによる脆弱性の定義をより精緻なものへと改変する。マッケンジーによると、脆弱性は、人間の存在論的状态 (an ontological condition of our humanity) であると同時に特定の文脈に固有のもの (context specific) である。そして、脆弱性と定義づけられる状態のうちいくつかは社会的・政治的構造に起因する (Mackenzie 2014, 38)。まず第一に、人間という種に固有の脆弱性として「生来的脆弱性」があげられる。生来的脆弱性は、私たちの身体性、身体性をもつことによって生じる逃れられない人間的ニーズ、そして他者への不可避の依存に端を発する。生来的脆弱性という観念はファインマンの脆弱性を普遍的な人間の状態と捉える視点と通底する。脆弱性を普遍的に顕在するものと捉えることは、ある種の脆弱性は根絶できないもの (ineradicable) であり、公正な社会的・政治

的制度をもってしても廃絶することはかなわないことを示唆する。このような状況では、社会的に恵まれない状況にある人びと（disadvantaged）——つまり、生来的脆弱性に晒されている人びと——に不均衡に負担が課せられないようにするためにも、社会的・政治的構造が生来的脆弱性にたいして応答的であり、それから生じる影響を緩和するような公正な——正義に適った——社会が求められる。第二に、特定の状況下で顕現する、「状況的・環境的脆弱性（situational vulnerability）」があげられる。状況的・環境的脆弱性は、社会的・政治的・経済的そして環境的な要因によって増幅するものであり、短期間、断続的もしくは永続的に経験される（Mackenzie 2014, 38-39）。生来的脆弱性と状況的・環境的脆弱性の違いは必ずしも絶対的なものではなく、これら二種類の脆弱性の要因は相互に関連している。例えば、失業によって引き起こされるストレス（状況的・環境的脆弱性）が健康（生来的脆弱性）へ悪影響を与えることもあるし、知的障害（生来的脆弱性）のある人は、就労の機会が限られていることが多い（状況的・環境的脆弱性）。また、この二種類の脆弱性は、潜在的な性質（dispositional）である場合もあるし、実際に引き起こされている（occurrent）もの場合もある。前者は何らかの危害を未だ引き起こさない、もしくは引き起こす可能性が低い状態のことであり、後者は実際の危害が差し迫っていることを示す（Mackenzie 2014, 39）。第三に、「病理的脆弱性（pathogenic vulnerability）」があげられる。病理的脆弱性は状況的・環境的脆弱性の一部（subset）であり、偏見や虐待といった人間の関係性の内部——個人的レベル——で発生するものから、社会的支配や抑圧、政治的暴力など社会的レベルの要因によって引き起こされるものまでを含む。

このようにマッケンジーは脆弱性を三つのカテゴリーに分類することによって、私たち人間一般が「身体をもつこと」に由来する生来的脆弱性だけでは、人間の生の実態を捉えきれないことを明示した。特定の環境によって引き起こされる状況的・環境的脆弱性、そしてその一部を構成する病理的脆弱性は、生来的脆弱性と組み合わせたり、複合的に私たちの生をおびやかす。この脆弱性という人間の生の実態（弱さ）を基調として政治的行為主体を想定することは、リベラリズムが依って立つ擬制——個人の自律性を核とする「リベラルな主体」——を根本から「つくりかえる（reconceptualize）」ことを意味する。「リベラルな主体」は、一見あらゆる個人に開かれているように見え、万人を自律的であると想定することに

よって、形式的平等——平等であるためには、それぞれさまざまな異なり（アイデンティティ）をかかえた個人を同一に処遇すべきであり、そのためには個人の異なりに由来する差別を是正する必要がある——を達成しようとする。その際、ある特定の人びとが、「差別以外の原因によってその自律性を喪失し、自分以外の何かに依存せざるをえない状態に陥るようなことがあったとしても、それは偶然か自己責任によるものであって、「法による平等保護」としての形式的平等を揺るがすものとみなされることはない」（小田川 2016, 25）。つまり、形式的平等を標榜するリベラリズムは、個人の自律性という虚構に依拠することによって、実質的な不平等、そして私たち自身が作り出した分配制度にもとづき配分される特権における格差を看過するのである（Fineman 2008, 19）。

4. おわりに

ここまでリベラルな主体がいかに単純化され、わたしたち人間一般が内包する複雑性を看過するものであるかについて考察してきた。リベラリズムがその理論的前提とするリベラルな主体は、合理性や自律性に欠くとされる病障害者を排除・差異化することによって構築されたものである。しかし、ロールズの正義論によって措定される正義の二原理の適用をもっとも必要としているのは、重い病いや障害を抱えた者であることは明白である。これらの人びとを正義論の俎上に載せるためには、人間の強さではなく弱さに根差した主体の理解が必要である。本論は、人間の脆弱性についてのさまざまな議論を提示した。とりわけ、脆弱性を存在論的に捉えることによって、病障害者だけではなく、わたしたち誰もが人間として脆弱であるという理解に至ることが可能となる。このような理解にもとづいて政治思想における既存の主体像を「リベラルな主体」から「脆弱な主体」へと再構成することが求められるといえよう。

ⁱ 出典：<https://forbesjapan.com/articles/detail/36316>, 最終閲覧日 2023 年 2 月 22 日。

ⁱⁱ 出典：OECD Income Distribution Database (IDD), <https://www.oecd.org/social/income-distribution-database.htm>, 最終閲覧日 2023 年 2 月 22 日。

ⁱⁱⁱ ロールズは、正義の二原理を適用するにあたって、四つの段階を想定している。第一段階は無知のベールの下で、契約の当事者たちが正義の原理を選択する原初状態、第二は正義にかなう憲法を制定する段階、第三は憲法に基づき立法を行う段階、そして最終的に第四段階で、裁判官と行政官が法を適用し、市民がそれを遵守する (Rawls 1999=2010, 266-273)。

^{iv} スクリーは、第三の脆弱性 (ascribed global vulnerability) にも言及しているが、それは実際には障害者によってほとんど経験されていない脆弱性だとスクリー自身が指摘しているため、ここではその詳細を提示しない。

参考文献

- 今田高俊 (2004) 「福祉国家とケアの倫理——正義の彼方へ」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房
- 小田川大典 (2016) 「池田報告へのコメント——ヴァルネラビリティ論の観点から」 日本法哲学会『法哲学年報：ケアの法 ケアからの法』、23-32 頁
- 立岩真也 (2018a) 『人間の条件 そんなものない (増補新版)』新曜社
- . (2018b) 『不如意の身体——病障害とある社会』青土社
- . (2019) 『弱くある自由へ——自己決定・介護・生死の技術 (増補新版)』青土社
- 田中拓道 (2017) 『福祉政治史——格差に抗するデモクラシー』勁草書房
- Fineman, M. (2004) *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*, The New Press. (稿

- 田信子・速水葉子訳 (2009) 『ケアの絆——自律神話を超えて』 岩波書店
- . (2008) ‘The Vulnerable Subject: Anchoring Equality in the Human Condition’, *Yale Journal of Law and Feminism*, vol.20, no.1, pp.1-23.
- . (2010) ‘The Vulnerable Subject and the Responsive State’, *Emory Law Journal*, vol.60, no.2, pp.251-275.
- . (2016) ‘Equality, Autonomy, and the Vulnerable Subject in Law and Politics’ in *Vulnerability: Reflections on a New Ethical Foundation for Law and Politics*, Fineman, M. and Grear, A.(eds.), Routledge.
- Kittay, E. F. (1999) *Love’s Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge.
- (岡野八代・牟田和恵訳 (2010) 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 白澤社)
- Mackenzie, C. (2014) ‘The Importance of Relational Autonomy and Capabilities for an Ethics of Vulnerability’, in *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, Mackenzie, C., Rogers, W. and Dodds, S. (eds.), Oxford University Press.
- Noddings, N. (2002) *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press.
- Rawls, J. (1975) ‘A Kantian Conception of Equality’, *Cambridge Review*, no. 2225, vol. 96, pp.94-99.
- . (1999) *A Theory of Justice (revised ed.)*, The Belknap Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論 (改訂版)』 紀伊國屋書店)
- . (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Belknap Press. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2004) 『公正としての正義——再説』 岩波書店)
- Scully, J. (2014) ‘Disability and Vulnerability: On Bodies, Dependence and Power’, in *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, Mackenzie, C., Rogers, W. and Dodds, S. (eds.), Oxford University Press.
- UPIAS (The Union of the Physically Impaired Against Segregation) (1976) ‘Fundamental Principles of Disability’, <https://disability-studies.leeds.ac.uk/wp-content/uploads/sites/40/library/UPIAS-fundamental-principles.pdf>, accessed on 30th April 2022.